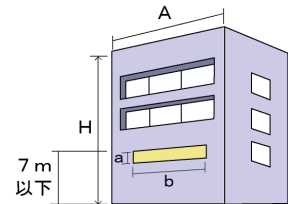


■ 広告景観モデル地区基準抜粋 ■ ※自家用広告物は総表示面積20㎡以下かつ4基以下

【 壁面を利用するもの 】

| 区 分 | 広告景観モデル地区 |
|----------|---|
| 表示面積 | 壁面の 1/10 以下 2㎡以下（広告幕を含む） |
| 高 さ | 7m以下 |
| 色 彩 | (a) 原則として地色に彩度の高い色を使用しない。 (b) 原則として広告物裏面、フレーム、脚部、取り付け部等は、低彩度の単色とする。 |
| その他の表示方法 | (a) 原則として木板とするか切文字、箱文字を使用する。 (b) 材料は地域で慣れ親しまれた素材（木や石等）を使用する (c) ネオンサイン等は禁止する。 |

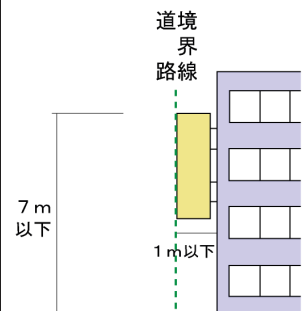
$$a b \leq A H \times 1 / 10 \leq 2 \text{ m}^2$$



●記載のない基準については、該当する地域の基準をご覧ください。

【 壁面より突出するもの 】

| 区 分 | 広告景観モデル地区 |
|----------|---|
| 数 量 | 壁面からの突出は1m以下、1基以下、敷地内掲出に限る |
| 高 さ | 7m以下 |
| 色 彩 | (a) 原則として地色に彩度の高い色を使用しない。 (b) 原則として広告物裏面、フレーム、脚部、取り付け部等は、低彩度の単色とする。 |
| その他の表示方法 | (a) 原則として木板とするか切文字、箱文字を使用する。 (b) 材料は地域で慣れ親しまれた素材（木や石等）を使用する (c) ネオンサイン等は禁止する。 |



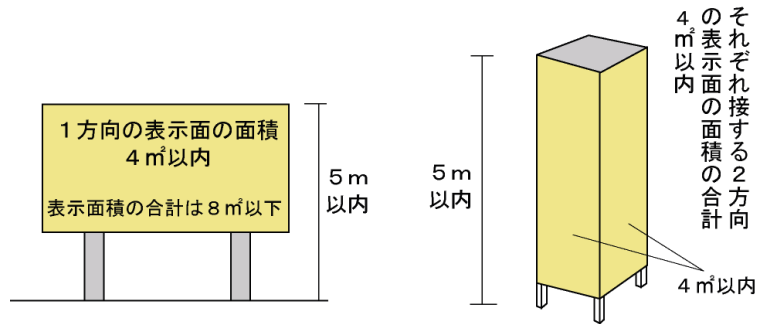
● 記載のない基準については、該当する地域の基準をご覧ください。

【 自己の敷地に建植するもの 】

□広告景観モデル地区□

| 区 分 | 広告板 | 広告塔 |
|----------|---|---|
| 表示面積 | 1方向の表示面の面積は4㎡以下とし、かつ、表示面積は8㎡以下とする | それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計は4㎡以下とし、かつ、表示面積は8㎡以下とする |
| 地上からの高さ | 5m以下 | |
| 色 彩 | (a) 原則として地色に彩度の高い色を使用しない。 (b) 原則として広告物裏面、フレーム、脚部、取り付け部等は、低彩度の単色とする。 | |
| その他の表示方法 | (a) 原則として木板とするか切文字、箱文字を使用する。 (b) 材料は地域で慣れ親しまれた素材（木や石等）を使用する (c) ネオンサイン等は禁止する。 | |

- 記載のない基準については、該当する地域の基準をご覧ください。



【 自己の敷地外に建植するもの 】（案内誘導・集合案内誘導等）

□広告景観モデル地区□

| 区 分 | 広告景観モデル地区 |
|--|--|
| 1 方向の表示面積 (広告塔は 2 方向 の表示面積の合 計) | 1 m ² 以下 一つの交差点で二つ以上の施設を案内誘導する場合は、原則として集合広 告とする。 |
| 表 示・設置場所 | 原則として掲出は交差点周辺に限る |
| 色 彩 | (a) 原則として地色に彩度の高い色を使用しない。 (b) 原則として広告物裏面、フレーム、脚部、取り付け部等は、低彩度の 単色とする。 (c) 集合広告では、表示の規格を統一する。 |
| その他の 表示方法 | (a) 原則として木板とするか切文字、箱文字を使用する。 (b) 材料は地域で慣れ親しまれた素材（木や石等）を使用する (c) ネオンサイン等は禁止する。 |

- 記載のない基準については、該当する地域の基準をご覧ください。